

右京保育園の 民間移管に向けた取り組みについて



【日時】平成29年5月13日（土） 午前11時00分～

【場所】右京保育園 リズム室

奈良市子ども未来部
子ども政策課

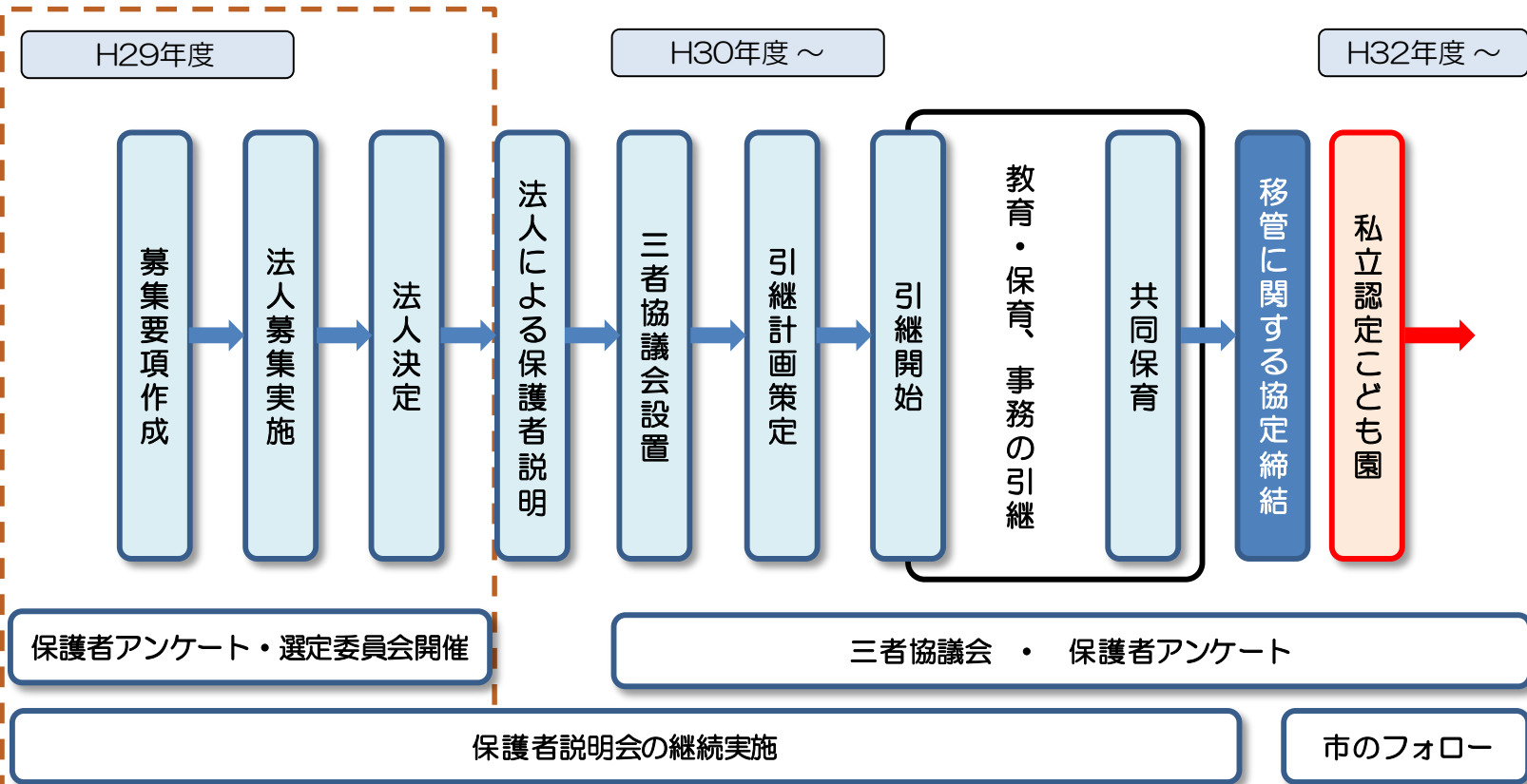
本日の説明会の内容

- ① 平成29年度の取り組みについて
- ② 選定委員会について
- ③ 募集要項について
- ④ 応募資格等について
- ⑤ 引継・共同保育について
- ⑥ 三者協議会の設置について
- ⑦ 保護者アンケートについて

① 平成29年度の取り組みについて

平成29年度は移管先法人選定に向けた具体的な取り組みを進めていきたいと考えています。

[民間移管に向けたスケジュールイメージ]



※このスケジュールイメージは、民間移管に関する取り組みについて十分な協議時間を確保できるよう余裕を持った計画としています。

② 選定委員会について I

移管先法人の選定にあたっては、選定委員会の開催を予定しています。

[選定委員会とは]

民間移管に係る法人の選考を透明性・公平性のある適正なものとするための第三者からなる組織で、奈良市附属機関設置条例に定められた市長の附属機関です。

[選定委員会の名称]

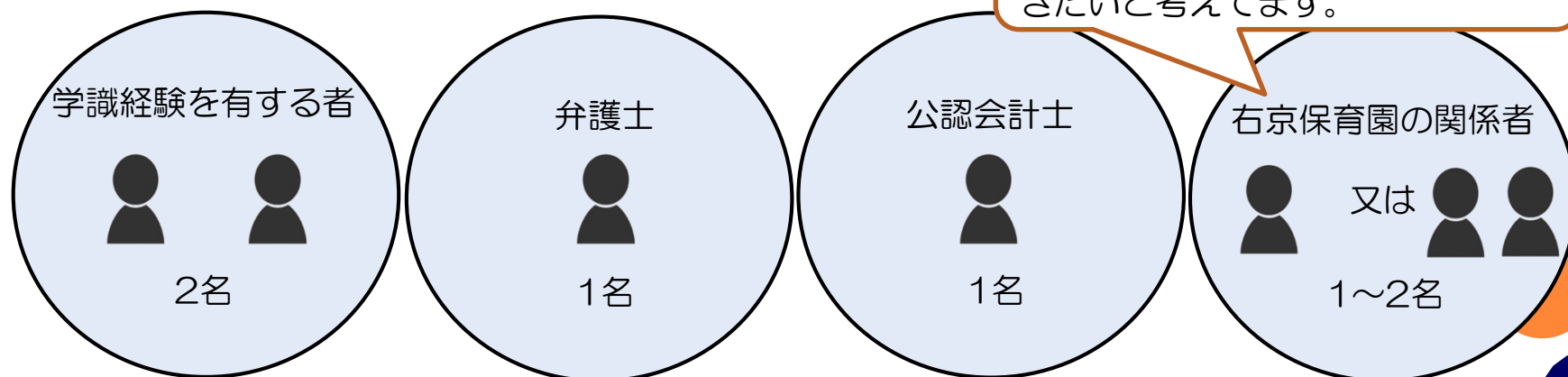
「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」



[選定委員会の役割]

移管先法人の募集要項の策定、応募法人の審査、それらの順位の決定等を行います。

[委員の構成（案）]



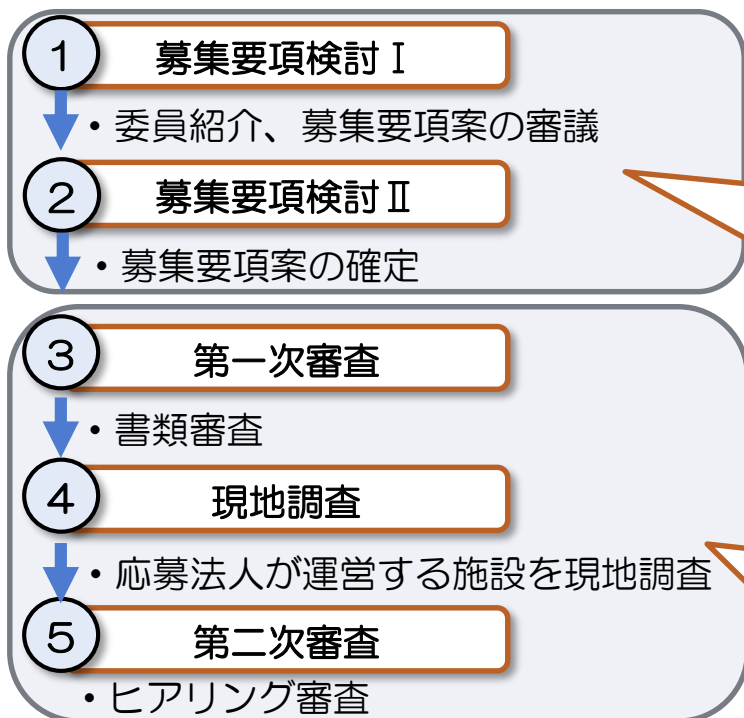
※ 園職員も事務局として参加します。

② 選定委員会について II

[選定委員会開催スケジュールイメージ]

平成29年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				①	②	募集期間 現地説明会、質問受付等			③	④	⑤
	← 保護者アンケート (提案→実施→取りまとめ) →										

[選定委員会での検討事項(案)]



移管先法人の募集開始までに、募集条件や選定条件等、募集要項の内容を決定します。また、募集要項の作成にあたっては、保護者アンケートを実施します。

移管先法人の審査には、書類審査とヒアリング審査のほか、応募法人が運営する幼保施設の現地調査を行う等、さまざまな角度から審査を行い、優良な法人の選定に努めます。

※状況に応じて、スケジュールの変更を行う場合があります。

② 選定委員会について Ⅲ

[選定委員会での審査方法（案）について]

第一次審査 書類審査

法人の基本理念や教育・保育内容だけではなく、職員配置・確保や人材育成の考え方等についても審査対象となります。



応募が多数の場合、第一次審査の得点が一定以上なければ第二次審査には進めません。

第二次審査 法人ヒアリング審査

移管に向けた熱意や、子どもや保護者の視点に立った支援が期待できるか、また、職員の資質向上についての考えや保護者の意向を踏まえた具体的な提案等について、ヒアリング審査を行います。また、法人が現に運営している幼保施設の現地調査も行います。



移管先法人の選定

第一次及び第二次審査の総合的な評価に基づき、最も優良な法人を選定します。

③ 募集要項について

【募集要項とは】

奈良市の基本的な考え方を基に、応募条件や移管・引継方法等、より優良な法人を選定するために必要な事項を定めたものです。移管先法人の募集にあたっては、この募集要項に基づいて実施することになります。

募集要項項目（案）

- 1 移管予定施設
- 2 移管年月日
- 3 移管の方法
- 4 応募資格**
- 5 応募制限及び失格事項
- 6 今後の主なスケジュール
- 7 応募方法
- 8 選定方法
- 9 覚書の締結
- 10 移管に向けた施設整備
- 11 引継・共同保育**
- 12 三者協議会**
- 13 市議会における承認
- 14 協定の締結 等



法人からの応募書類（案）

- 1 応募申込書
- 2 法人の概要
- 3 法人が運営する施設一覧
- 4 運営施設に対する評価及び監査の状況
- 5 法人の基本理念・基本方針・目標等
- 6 応募の動機
- 7 法人の財務状況
- 8 運営にあたっての基本理念
- 9 開園日・開園時間と特別保育事業
- 10 定員設定と1号認定子どもの選考方法
- 11 職員確保と人材育成の考え方
- 12 保育教諭等の配置の考え方
- 13 認定こども園長予定者等の履歴書
- 14 収支予算計画書
- 15 保育料以外の保護者負担
- 16 教育・保育計画の概要
- 17 支援を要する園児への配慮及びその保護者への対応
- 18 食育及び給食提供の考え方
- 19 安全対策・危機感理体制 等

④ 応募資格等について

[応募資格（案）について]

- 社会福祉法人または学校法人
（公私連携幼保連携型認定こども園として移管するため）
- 応募時に認可の幼保施設を運営している法人
- 奈良市と締結する協定等※に規定する諸条件を遵守できる法人等

[応募制限・失格事項（案）について]

有資格者であっても、選定委員等と直接または間接的に関係のある法人や虚偽の内容を記載したりした場合には、応募制限または失格となります。

※ 移管先法人とは、奈良市との間で協定を締結することになります。また、協定を締結した後は、移管先法人を法律に基づく公私連携法人として指定することになります。

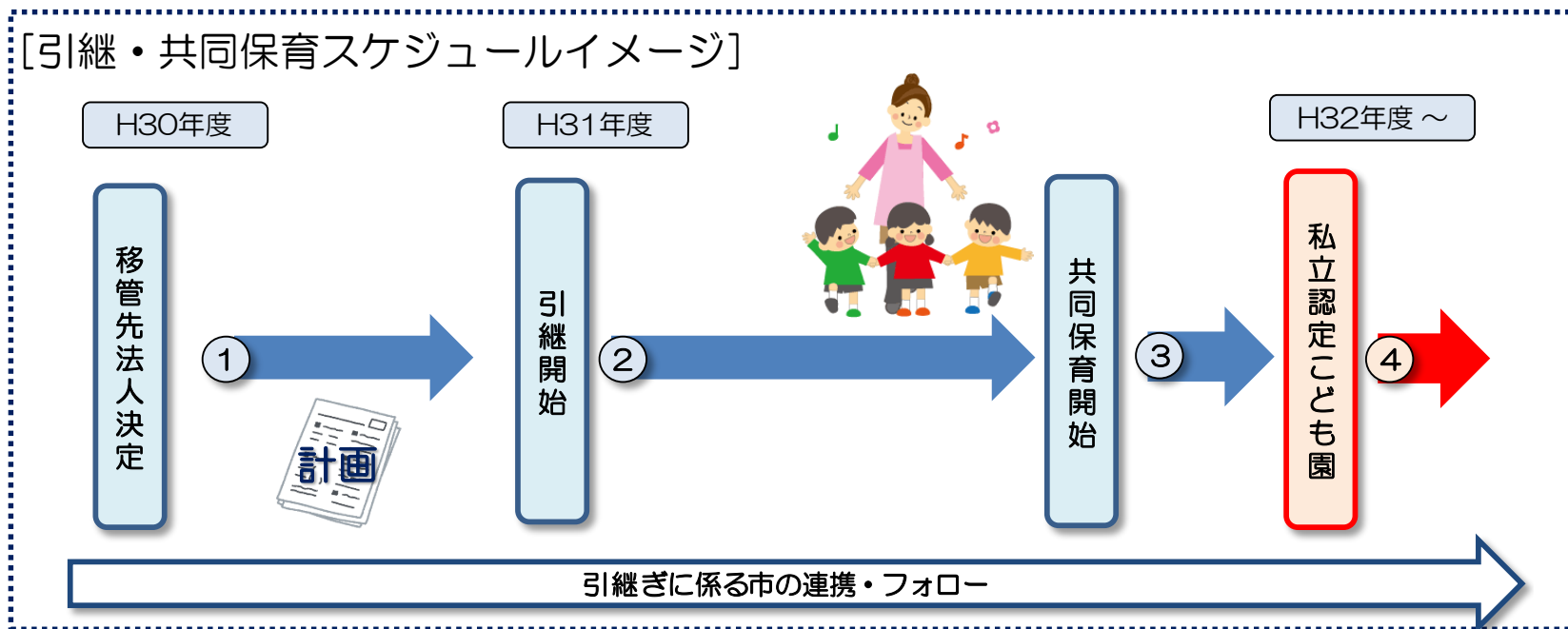
協定で定めるべき事項は法律で定められているため、移管先法人と協定を締結することで教育・保育内容や子育て支援等の取り組み内容等について担保されることとなります。



⑤ 引継・共同保育について

民間移管に向けた取組の中でも教育・保育をはじめとする施設運営の引継ぎは特に重要であると考えており、円滑な移行に向けて、移管先法人決定後は、募集要項等に定める条件や引継計画に基づき、十分な期間を設け、奈良市と法人が連携して引継ぎを実施します。

[引継・共同保育スケジュールイメージ]



[引継・共同保育（案）]

① 平成30年度 移管先法人決定～

- ・ 移管先法人と引継ぎに向けて協議を重ね、具体的な引継内容に関する計画を作成します。
- ・ 市主催の研修に参加するなど「奈良市立こども園カリキュラム」への理解を深めるための引継ぎを行います。

② 平成31年度 移管1年前～

- ・園長及び副園長予定者は、移管の1年前から月数回、施設運営全般や園行事（入園式や運動会等）への参加、地域との交流等について引継ぎを行います。
- ・クラス担任予定者は、引継期間の前半では、行事への参加やクラス運営の様子の観察を中心として引継ぎを行います。

③ 平成31年度 移管3か月前～

- ・園長及び副園長予定者は、引き続き施設運営全般や園行事等の引継ぎを行います。
- ・クラス担任予定者は、右京保育園で勤務する職員と共同保育を開始し、実際に平成32年度に担任する園児が在籍するクラスの保育補助を行いながら、引継ぎを行います。
- ・共同保育は、「奈良市立こども園カリキュラム」に基づいた教育・保育内容の実践のほか、移管先法人の担任予定者が実際に保育に参加することで、個々の園児の様子などの把握に努めるとともに、移管前から園児や保護者との信頼関係を築くことを目的としています。

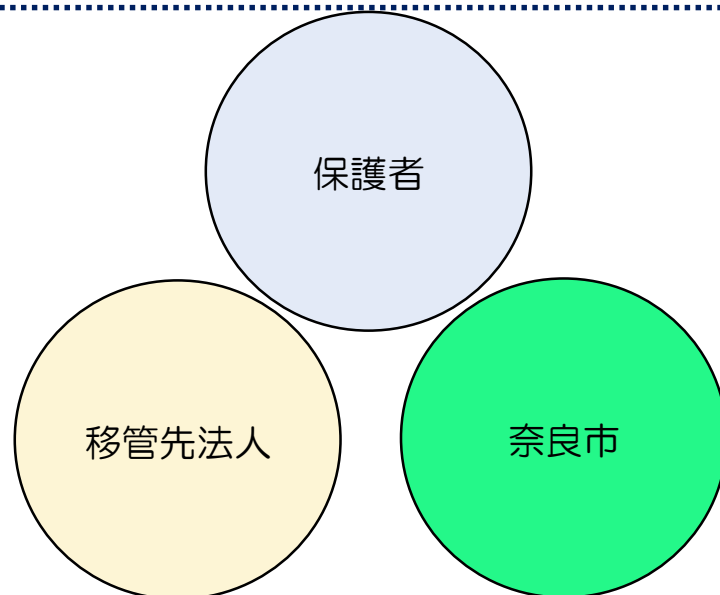
④ 平成32年度 民間移管後～

- ・移管後2～3か月程度は、引き続き市の職員を派遣し、共同保育を行います。
- ・共同保育完了後も引き続き市職員（指導主事）が巡回訪問するなど、移管後も法人が協定に基づいた教育・保育を適切に実施されているかどうか、市が指導監督を行っていきます。
- ・移管後の運営状況等について保護者アンケートを実施するとともに、課題が発生した場合には、市が責任を持って解決に向けて必要な調整を行います。

⑥ 三者協議会の設置について

[三者協議会とは]

移管先法人への移管に際して、保護者の意見を可能な限り反映させるとともに、園児への保育環境の変化に配慮する観点から、移管後の運営に関する諸事項について、在園時保護者、奈良市、移管先法人の三者から構成する三者協議会を設置し、協議を行い、合意形成を図ります。



[主な協議事項（例）]

- 引継計画について
- 移管後の保護者会について
- 保育料等以外の特別徴収について



保育料は、市立こども園と同様に市が条例で定める利用者負担額ですが、延長保育料、給食費等以外の新たな費用が発生するサービスについては、三者協議会で協議することとし、保護者の同意を得た上で行います。

⑦ 保護者アンケート

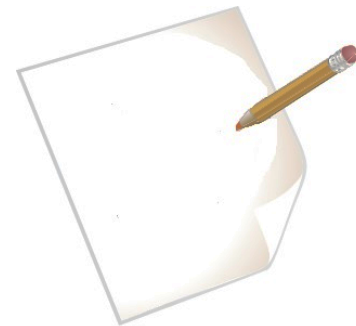
[保護者アンケートの実施について]

募集要項の作成にあたり、保護者一人ひとりの思いを事業者選定委員会、応募法人へ伝えるため、保護者アンケートの実施を予定しています。

[アンケート内容（案）]

- 右京保育園での教育・保育内容等において、民間移管後も大切にしてほしいこと
- 移管先法人に新たに期待や希望されることについて

⇒いただいたアンケートの回答内容は、法人募集の際に公表させていただきます。



参考 市立幼保施設の再編について[計画]

本市では、市立幼保施設が抱える課題を解決するため、平成25年に再編計画を策定しました。

奈良市幼保再編基本・実施計画

本市では、「奈良市幼保再編基本計画」及び「奈良市幼保再編実施計画」に基づいて、

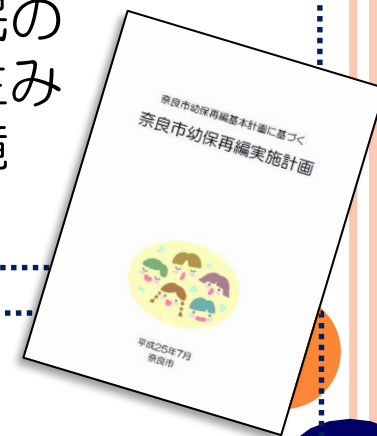
- 市立幼稚園と市立保育園を一体化
- 民間活力を最大限に活用(いわゆる民間移管)

これらを2本柱として再編を計画的に進め、「認定こども園」へ移行することにより、市立幼保施設が抱える課題を解決します。

市立幼保施設が抱える課題を解決することにより、市民の皆様がこれからもずっと、「本当に安心して子どもを産み育て、子育てに大きな喜びを感じることができる」環境づくりを実現したいと考えています。

(参考)平成29年4月時点の認定こども園数

- ・市立認定こども園設置数 … 12園
- ・私立認定こども園設置数 … 9園



参考 市立幼保施設の再編について[課題]

背景

- 急激な少子化の進行
- 教育・保育ニーズの多様化

課題

- 市立幼稚園の園児数の減少
- 保育園の待機児童
- 市立幼稚園、市立保育園の施設の老朽化
- 人的な限界等によりサービスアップが困難

めざす姿

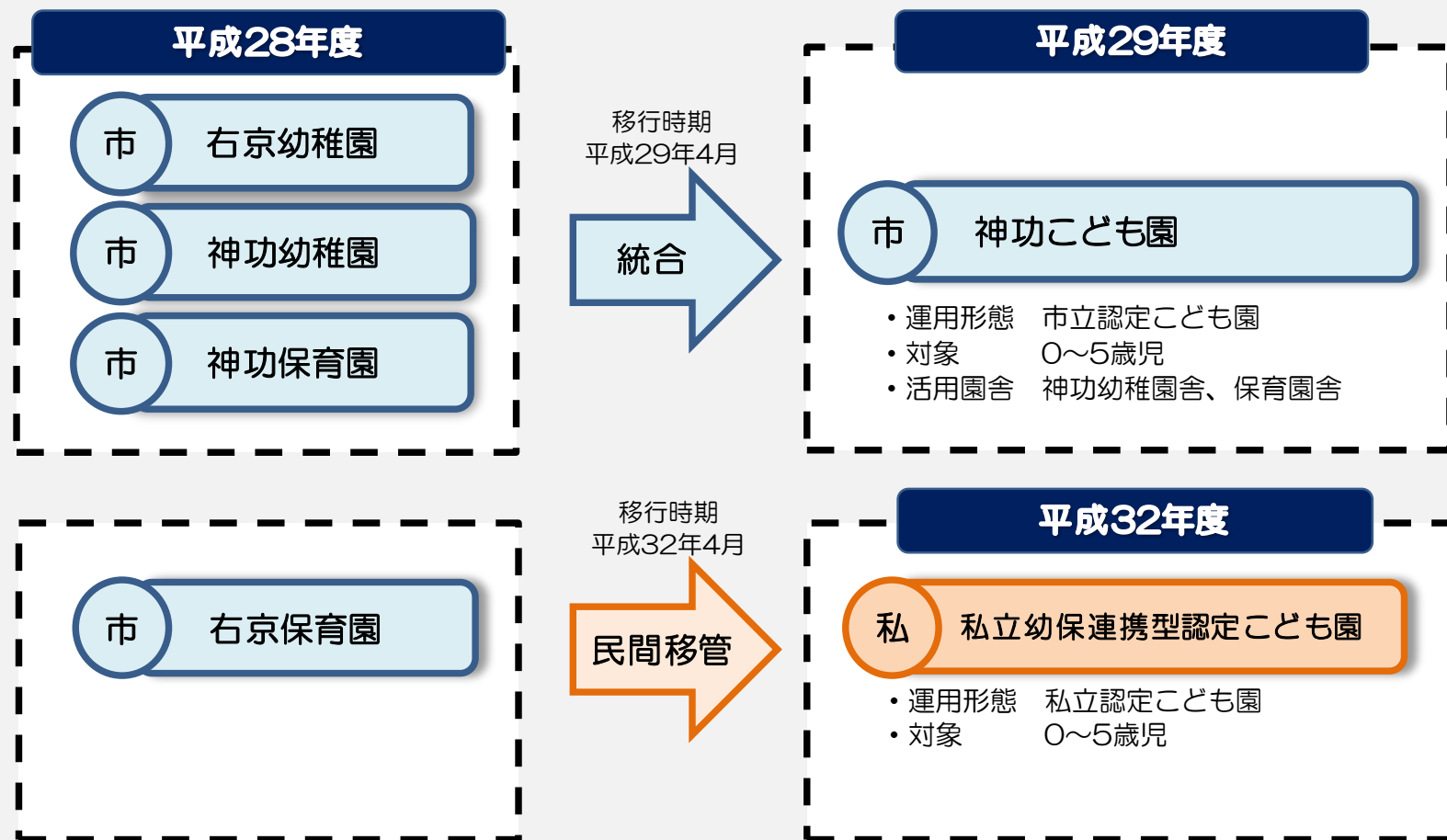
目標

- ⇒ 適切な集団規模での教育・保育の実施
- ⇒ 希望される幼稚園利用、保育園利用ニーズを踏まえた量の確保
- ⇒ 様々な教育・保育ニーズに応えることができるよう施設の運営管理の改善

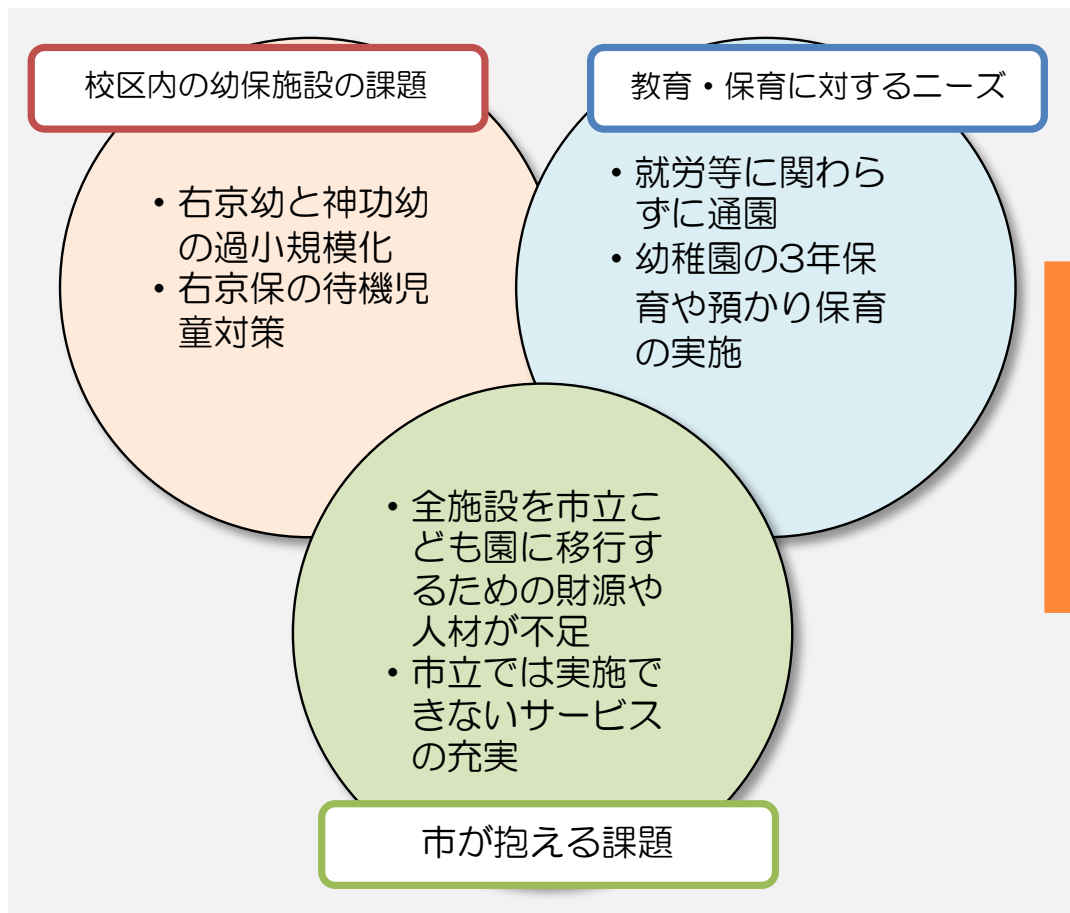
参考 右京保育園の再編方針について

右京保育園が設置されている平城西中学校区の市立幼保施設の再編内容については、以下のとおりです。

(1) 平城西中学校区内の幼保施設の再編方針



(2) 再編方針の考え方



既存施設を最大限に活用することで

右京幼稚園と神功幼稚園を神功保育園に統合し、認定こども園に移行。適切な集団規模での教育・保育を実施。

民間活力を最大限に活用することで

右京保育園を民間移管することで、受け皿の拡大と、サービスのさらなる充実を図る。

[問い合わせ先について]

本日の説明会の内容や、奈良市の取組についてご不明な点があれば、随時お問い合わせください。

子ども政策課の問い合わせ先

[担当課] 奈良市 子ども政策課（市役所中央棟3階）

[TEL] 34-4792

[FAX] 34-4798

[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

[幼保再編に関する市ホームページ]

➤<http://www.city.nara.lg.jp/www/genre/0000000000000000/1366066836305/index.html>

